

令和6年2月26日

関係者各位

伊藤ハム米久健康保険組合

特定保健指導の実施について

2023年度（令和5年度）定期健康診断の結果、「生活習慣病」の発症リスクがあると判定された方を対象に特定保健指導（以下、保健指導）を実施いたします。判定された方がその状態を放置しておくこと、心臓病や脳卒中、糖尿病およびその合併症など重大な病気を発症する危険性が高まります。保健指導による生活習慣の改善で予防できる可能性もありますので、ご自身の健康のためご参加ください。

記

【実施目的】

専門職（管理栄養士）による個々人の特性やリスクに応じた支援を通し、ご自身で健康に関するケアができるようになること。

※健康保険組合が実施するよう法律で義務化されているものです。

【本案内の対象者】

- ・2023年度の定期健康診断を集団健診以外で実施した事業所に勤務する40歳以上の従業員。
（集団健診実施事業所には別途案内）
- ・定期健康診断の結果が『動機付支援』『動機付支援相当』または『積極的支援』に該当する方
※厚生労働省保健局発出の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載された基準により健康保険組合で選定しております。
健康保険組合HP（https://www.itohamyonekyukenpo.or.jp/04_kenshin/index.html）より詳細基準等をご確認いただけます。

【委託会社】

(株)SMS

【実施内容】

オンライン面談方式での初回面談後、3カ月間の継続支援。
初回面談はスマホを利用したオンライン面談です。
（所要時間40分程度（アプリの設定時間等含まず））
スマホをお持ちでない方には、タブレットのレンタルがご利用いただけます。

【実施日程】

初回面談日程 2024年3月21日（水）～2024年6月30日（日）

基本的にリンクアクセスから3週間先の空き枠より予約可能。
※スマートフォンで実施可能な方は、お電話またはメールでご連絡いただければ、直近の空き枠提示も可能。

※対象者にはご案内をご自宅宛に郵送いたします。(2024年2月28日以降随時発送予定)

※**原則参加**をお願いします。

参加率が低いと後期高齢者支援金が加算され、皆さんの保険料の増額につながる可能性もありますので、ご協力をお願いします。

※初回面談にお申し込みが無い方には、委託会社から参加勧奨のお電話等をさせていただく場合があります。(架電：2024年3月11日以降。委託会社からの着信番号：0120-692-285)

【各所属長へのお願い】

保健指導の実施は事業所では努力義務とされていますが、保健指導等を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康保持増進につながります。また、医療費適正化等を通じて事業者の保険料負担の削減にもつながることから、就業時間中の保健指導の了承、面談時に会社機器の使用許可についてはご配慮いただき、ご協力をお願いいたします。

以 上